16　罰則等の整備

(一)　中長期在留者の各種届出違反等に関する罰則を整備することとした。（第七一条の二、第七一条の三、第七五条の二及び第七五条の三関係）

(二)　外国人に不法就労活動をさせた者等が、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、そのことについて過失がある場合には処罰を免れないこととした。（第七三条の二第二項関係）

(三)　在留カードの偽変造等に係る一連の行為に関する罰則を新設することとした。（第七三条の三～第七三条の六関係）

(四)　特別永住者の旅券携帯義務及びこれに違反した場合における罰則の規定を削除することとした。（第七六条及び第七七条の二関係）

17　別表第一の整備

(一)　技能実習の項を加え、技能実習の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を規定することとした。（別表第一の二の表関係）

(二)　就学の項を削り、留学の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を整備することとした。（別表第一の四の表関係）

二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の改正関係

1　特別永住者に特別永住者証明書を交付することとし、同証明書の記載事項、各種届出等に関する規定を整備することとした。（第七条～第一六条関係）

2　特別永住者は、特別永住者証明書を受領し、入国審査官等が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならないこととした。（第一七条関係）

3　特別永住許可に係る届出等に関する規定を整備することとした。（第一八条及び第一九条関係）

4　再入国許可の有効期間の上限を六年に伸長するほか、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者は、二年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受けることを要しないこととした。（第二三条関係）

5　罰則の整備

(一)　特別永住者証明書の偽変造等に係る一連の行為に関する罰則を新設することとした。（第二六条～第三〇条関係）

(二)　特別永住者証明書に係る各種届出、申請義務違反等に関する罰則を整備することとした。（第三一条及び第三二条関係）

6　過料の整備

特別永住者証明書に係る届出違反等に関する過料の規定を整備することとした。（第三三条及び第三四条関係）

7　附則の整備

附則について所要の改正を行うこととした。（附則第三条～第一〇条関係）

三　外国人登録法の廃止関係

外国人登録法を廃止することとした。

四　地方自治法等の一部改正関係

前記の改正に伴い地方自治法（昭和二二年法律第六七号）等について、所要の改正を行うこととした。

五　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（法律第八〇号）（経済産業省）

1　本法の目的を、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることとした。（第一条関係）

2　この法律における「中小企業者」、「商店街活性化事業」及び「商店街活性化支援事業」を定義することとした。（第二条関係）

3　経済産業大臣は、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表することとした。（第三条関係）

4　商店街活性化事業計画の認定に係る手続及び当該計画に係る変更の手続等を定めることとした。（第四条及び第五条関係）

5　商店街活性化支援事業計画の認定に係る手続及び当該計画に係る変更の手続等を定めることとした。（第六条及び第七条関係）

6　中小企業信用保険法の特例関係

(一)　商店街活性化事業計画の認定を受けた者又はその組合員若しくは所属員である中小企業者が行う商店街活性化事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化又は増額、てん補率の引上げ等の措置を講ずることとした。（第八条第一項～第三項関係）

(二)　商店街活性化支援事業計画の認定を受けた者が行う商店街活性化支援事業に必要な資金の借入れについて、当該認定を受けた者を、中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、認定商店街活性化支援事業の実施に必要な資金の借入れを、同法の対象とすることとした。（第八条第四項関係）

7　認定商店街活性化事業計画に従って商店街振興組合等の組合員又は所属員である小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げることとした。（第九条関係）

8　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う市町村（特別区を含む。）に対し、当該貸付けを行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができることとした。（第一〇条関係）

9　国は、関係省庁相互間の及び中小企業に関する団体との連携を図りつつ、商店街活性化事業及び商店街活性化支援事業を担う人材の育成、商店街の活性化に関する事例その他の当該事業の実施に有用な情報の収集及び提供その他の必要な支援を行うよう努めることとした。（第一一条関係）

10　国は、認定商店街活性化事業又は認定商店街活性化支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこととした。（第一二条関係）

11　認定を受けた商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況に係る報告の徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設けることとした。（第一三条及び第一五条関係）

12　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業局長に委任することができることとした。（第一四条関係）

13　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（法律第八一号）（環境省）

1　水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病は、八代海の沿岸地域及び阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともに、長年にわたり地域社会に深刻な影響を及ぼし続けた。水俣病が、今日においても未曾有の公害とされ、我が国における公害問題の原点とされるゆえんである。

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての無理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

平成一六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成一六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をこのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定することとした。